

新型コロナウイルス感染症町独自支援策（第1弾）

◎飯綱町商工業振興資金（コロナ融資限定）における全額利子補給事業

○概要

- ・5月14日以降に上記制度資金を借り入れた方に対して、予算の範囲内で利子補給をします。なお、借換えによる借入れは原則認めません。

○融資制度を利用できる方

- ・原則として、町内で1年以上継続して同一事業の事業実績がある個人または法人
- ・協業組合など法律に基づいて設立された中小企業団体

○貸付条件及び対象融資期間

資金名	貸付限度額	貸付期間	償還方法
運転資金	500万円	5年以内	分割返済

※令和2年5月14日から令和3年2月28日までの融資実行分に限る

○飯綱町商工業振興資金（コロナ融資限定）における利子補給率等

借入利率（年）	補給率（年）	利子補給額	補給回数
2.1%（令和2年度）	2.1%	償還期間の総利子総額	1回

※補給回数は最初の年度の1回に償還期間の総利子総額を補給する。（令和3年4月頃）

○申込方法

産業観光課商工観光係（電話 253-4765）または飯綱町商工会（電話 253-3310）までお申し込みください。なお、事前に取り扱金融機関（八十二銀行、長野信用金庫、ながの農協）にもご相談ください。

町では、金融機関に斡旋を行い、金融機関から申込者に貸付が行われます。